別表第三（第八十五条関係）

名称	位置	管轄区域
東京出入国在留管理局成田空港支局	成田市	千葉県のうち成田国際空港の区域
東京出入国在留管理局羽田空港支局	東京都大田区	東京都のうち東京国際空港の区域
東京出入国在留管理局横浜支局	横浜市	神奈川県
名古屋出入国在留管理局中部空港支局	常滑市	愛知県のうち中部国際空港の区域
大阪出入国在留管理局関西空港支局	大阪府泉南郡田尻町	大阪府のうち関西国際空港の区域
大阪出入国在留管理局神戸支局	神戸市	兵庫県（大阪国際空港の区域を除く。）
福岡出入国在留管理局那覇支局	那覇市	沖縄県

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部改正）

第二条　国有資産等所在市町村交付金法施行令（昭和三十一年政令第百七号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号イ中「地方入国管理局」を「地方出入国在留管理局」に改める。

（職員の退職管理に関する政令の一部改正）

第三条　職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改める。

別表第一法務省の項中「地方入国管理局　保護観察所」を「保護観察所　出入国在留管理庁（入国者収容所及び地方出入国在留管理局在留管理局を除く。）」に改める。

別表第二法務省の項の次に次のように加える。

出入国在留管理庁入国者収容所　地方出入国在留管理局	出入国在留管理庁長官　出入国在留管理庁の次長
出入国在留管理庁の次長	出入国在留管理庁入国者収容所又は地方出入国在留管理局の職員

（罰則に関する経過措置）

第四条　前条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（標準的な官職を定める政令の一部改正）

第五条　標準的な官職を定める政令（平成二十一年政令第三十号）の一部を次のように改正する。

本則の表二の項第二欄第三号及び第四号中「地方入国管理局」を「地方出入国在留管理局」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　石田　真敏
法務大臣　山下　貴司

財務省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第八十二号

財務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項及び第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第十一条の見出し中「政策立案総括審議官」の下に「、公文書監理官」を加え、同条第一項中「政策立案総括審議官一人」の下に「、公文書監理官一人」を加え、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　公文書監理官は、命を受けて、財務省の所掌事務に関する公文書類の管理並びにこれに関連する情報の公開及び個人情報の保護の適正な実施の確保に係る重要事項についての事務並びに関係事務を総括整理する。

第十二条第一項中「十人」を「九人」に改める。

第四十九条第二号及び第五十条第五号中「こと」の下に「（管理課の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第五十四条第三号中「融通先」の下に「、財政投融資特別会計の投資勘定の投資先並びに債券及び借入金に係る債務について国が債務を負担する保証契約の保証先（以下この号において「保証先」という。）」を、「こと」の下に「（保証先にあっては、財政投融資計画の執行に関するものに限る。）」を加える。

附　則

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

厚生労働省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第八十三号

厚生労働省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項並びに第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「、職業安定局に雇用開発部を」を削る。

第八条第二項を削る。